

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当
概要	国際戦略総合特別区域における市税の軽減
目的	市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資する。
税目	法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税
軽減対象	<p>【法人市民税・事業所税】 市内の国際戦略総合特別区域に新たに進出し、事業計画の認定を受け、ライフサイエンスや新エネルギーに関する事業を行う法人</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 事業計画認定後3年以内に取得・供用開始され、供用開始後1月1日時点にて所有し、認定された事業の用に供している固定資産</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画認定後、3年以内に当該特区関連事業を開始していること ・関西国際戦略総合特別区域地域協議会に参画していること ・条例に規定された市税の滞納等の除外規定に該当していないこと
軽減割合	<p>最大で5年間税額ゼロ+5年間1/2</p> <p>※法人市民税・事業所税については、市内からの移転の場合、従業者数等の増加割合に応じて軽減</p> <p>※固定資産税・都市計画税については、認定特区事業の用に供している割合に応じて軽減</p>
軽減期間	最大10年間
減収見込額等	10年間見込 約105百万円
導入経費 (別途予算要求有)	371千円(特区地域進出等事業計画認定審査会運営経費他)

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内 容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	認定特区事業における建物・設備等投資額 10年間見込 (R4~R13年度) / 66億円
効果測定方法	今後認定特別区域に進出する特区事業法人における建物・設備等投資の実績額 ※毎年事業報告書の提出を受け、事業計画に適合しているか等を実地調査等により確認

【実績(R6~7年度)】
 設備投資額:0円
 市税軽減額:0.3億円(試算含む)
 認定企業数:0社

【これまでの実績(H24~R7年度)】
 設備投資額:81億円
 市税軽減額:4.7億円(試算含む)
 認定企業数:11社

【進捗状況】

- ・令和6年度から令和7年度までにおいては、国内での問合せ企業等への面談、東京での立地プロモーションセミナーなどの新規企業の誘致活動に加えて、大阪市内で開発を進めるデベロッパー、金融機関の法人営業部など、企業誘致の目的を同じくする事業者への周知活動にも力を入れたものの、本軽減措置を活用して進出した企業は現れていない。これは資材価格や人件費等の建設コストの高騰や、夢洲の開発計画の詳細が示されるのを待って慎重に見極めていることも考えられる。
- ・大阪市投資ガイドブック「INVEST OSAKA」及びその特設HPや大阪港湾局広報冊子「Ports of Osaka」のなかに制度紹介記事を掲載し、誘致活動に活用するとともに、大阪府・大阪市・大阪商工会議所(大阪外国企業誘致センター)のホームページでも記事やリンクを掲載し、進出や移転を検討する事業者に働きかけてきた。「INVEST OSAKA」HPは、R6実績で2万件以上のアクセスを記録した。
- ・本市を含む関西イノベーション国際戦略総合特区における取組の進捗については、オール関西の31事業の取組が総体で波及・貢献するとの考えにより設定した経済指標で数値目標化しており、第3期計画(令和4~8年度)の3年度目となる令和6年度の関西全体の主な実績は、次のとおりであり、堅調に推移している。また、令和6年度における国の評価で全国6特区中、総合評価で1位を獲得しており、国際戦略総合特区の取組は一定の成果を上げている。

達成状況

		令和6年度
数値目標(1)-1 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額	目標値	619億円
	実績値	642億円
	進捗度(%)	104%

		令和6年度
数値目標(1)-2 特区参画の製薬企業の研究開発費	目標値	9,799億円
	実績値	1兆4,821億円
	進捗度(%)	151%

		令和6年度
数値目標(5)-1 関西における電気自動車(PHEV含む)の普及台数	目標値	55,567台
	実績値	75,201台
	進捗度(%)	135%

		令和6年度
数値目標(5)-2 関西における水素の使用量	目標値	4,806t
	実績値	2,737t
	進捗度(%)	57%

【今後の方向性】

- ・今後大阪では、うめきた2期地区の全体まちびらき(令和9年度)といった大プロジェクトも控えており、想定を上回る集客となつた令和7年度の大坂・関西万博のレガシーなど、更なる経済成長に向け、他の都市にはない好材料が揃っている。
- ・「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、最先端医療分野の新技術・システムの実証、世界への発信が期待される大阪・関西万博などの大規模プロジェクトやカーボンニュートラルの実現をめざす国の政策推進が起爆剤となって経済活動が活発化し、企業の新規事業や設備投資マインドも好転傾向にあることから、今後の方向性については、中長期的な視点をもって国や大阪府と連携した支援を可能とする本制度を維持して、うめきた2期地区をはじめ市内への優良企業誘致の機会を逃すことがないよう取り組んでいくべきと考える。
- ・今後とも事業者のニーズに沿った制度のあり方(対象業種の拡大・変更等)について検討を行ながら、引き続き産業の国際競争力強化・産業集積拠点の形成に向けた支援を行っていくたい。
- ・引き続き、令和3年度に設定した「指標:認定特区事業における建物・設備等投資額、目標値:令和4年度から令和13年度までの10年間で66億円」の実現に向けて取り組んでいく。

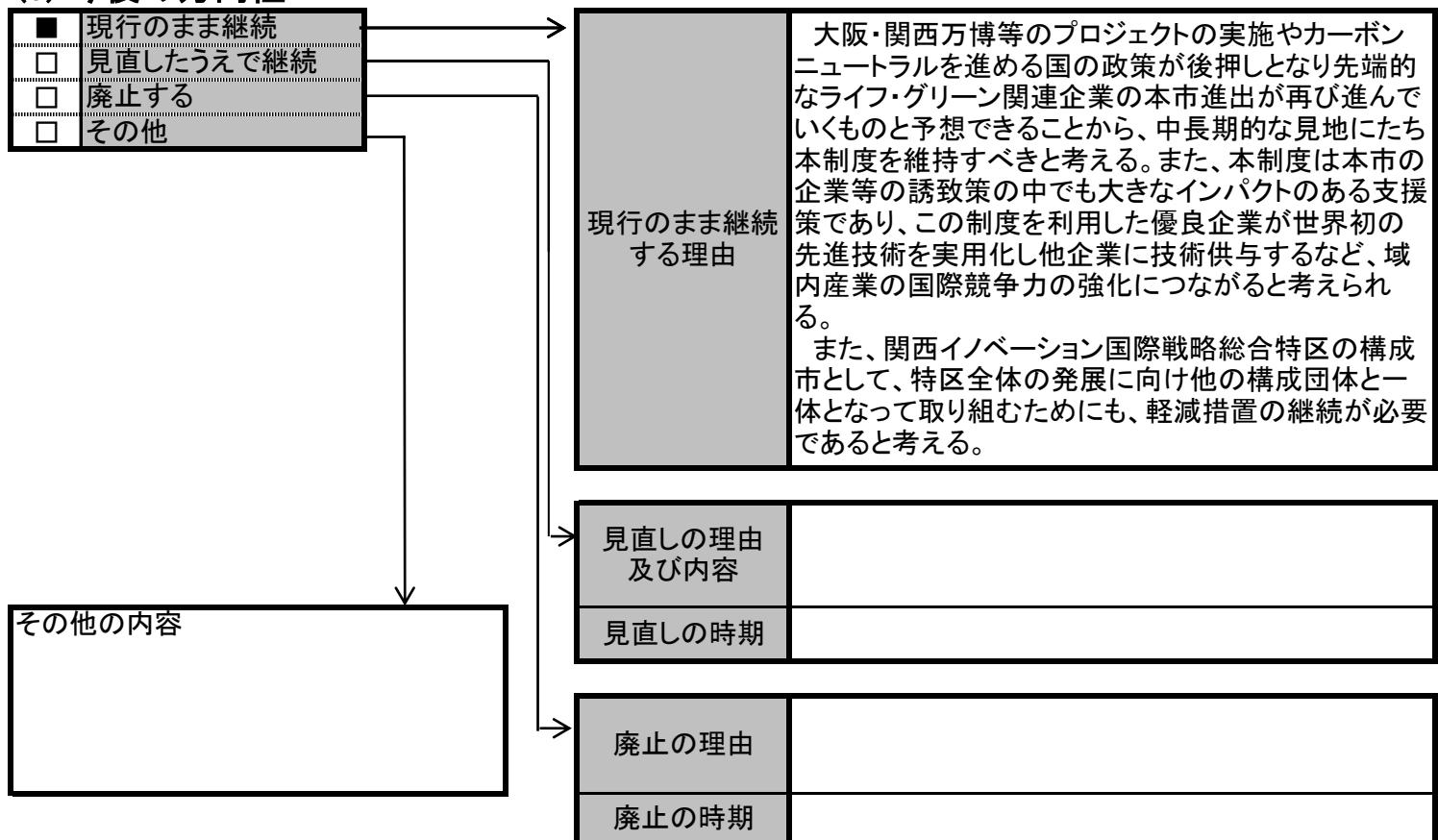
効果の評価		理由	
十分効果をあげている	<input type="checkbox"/>	・平成28年度に事業計画認定した1社が国の研究機関等と連携して生体内での経口固形製剤の崩壊・溶出・吸収のメカニズムを模した薬物検査の試験法を開発し、新たに製品化した。令和4年度には事業実施期間を5年延長したい旨申請があり、事業計画認定審査会の審査を経て5年間延長(平成30年度から令和10年度までの10年間)することを認定した。	
一定の効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	・平成30年に事業計画認定した1社は特殊ペプチド医薬原薬の原材料から一貫して大量生産する世界初の技術開発に成功し、販売を開始した。令和6年度には事業実施期間を5年延長したい旨申請があり、事業計画認定審査会の審査を経て5年間延長(令和元年度から令和11年度までの10年間)することを認定した。	
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	・これらの先進技術を有する企業の市内誘致に成功した要因は、他都市よりインパクトのある本制度のインセンティブが投資魅力となっていたことであり数値では測れないものの、当該企業が他社への製品や技術供与を開始するなど域内の国際競争力の強化への効果も決して少なくないと考えられる。	
その他	<input type="checkbox"/>		

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1 法律との整合性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本条例における市税の軽減は、地方税法第6条の規定によるものであり、問題ない。
2 公益上の必要性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本制度の実施に伴う企業誘致の実現により、本市は次のメリットを享受できるため、公益上、有意義であると言える。 ①新たな事業者の市内進出や事業拡大による税収増 ②先端技術を有する企業の集積地としての投資魅力の拡大及び本市への設備投資額の増加 ③事業の創設・拡大に伴う雇用の拡大 ④特区内における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じた本市経済の活性化
3 実務上の妥当性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	制度創設時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4 対象を定める期間の妥当性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	企業の進出に際しては、進出に適した物件の有無、交通アクセス、雇用の確保等、さまざまな条件を総合的に勘案し、それに基づき進出の意思決定や事業計画(設計等)の作成が行われるため、一定の時間を要するということや、総合特区制度は国と地方が相まって実施する制度であるが、カウンターパートの国の軽減措置の延長に合わせ、引き続き市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進および産業の国際競争力の強化を図るために、事業計画の受付期間を令和10年3月31日までの2年延長とすることが妥当であると考える。
5 軽減期間の妥当性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ライフ・グリーン分野における最先端技術の研究開発型の分野では事業が軌道に乗るまで10年を上回る期間を要するケースが多い。魅力ある進出先として事業者を惹きつけ、経営基盤を安定させ、長く大阪に定着して経済効果をもたらす期間として10年間の軽減期間は妥当であると考える。 また、結果的に、10年間が「国内最長」という競争力あるインセンティブとなったことも、新たな企業進出に寄与するものと考える。 なお、金融系外国企業の誘致を目的とした金融系外国企業投資促進税制においても軽減期間を10年間に設定している。
6 手段の妥当性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国制度を補完する「地方税ゼロ」というインパクトのあるインセンティブとして、国・府・市が一体となって支援することにより、国際的に高い競争力のある法人実効税率(29.74%→約22%)を実現できることから、産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化という政策目的の実現には本軽減措置によることが妥当である。 事業者の視点からも、進出先の自治体の選定の決め手の1つが優遇措置の内容であり、国制度の補助金等の進出年度の支援に加えて、複数年に及ぶ実効的な支援があれば一層負担軽減になるという意見を聞いており、優良企業の進出を促進し産業の国際競争力強化に寄与する優位性があるといえる。

7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	総合特区制度において、地方公共団体は国の施策と相まって政策課題の効果的な解決のために必要な施策を実施する責務を有しており、その一環として市税軽減措置を実施しているという関係性がある。 また、本市において企業誘致するための市税の優遇制度には、本制度のほか金融系外国企業誘致促進税制があるが、こちらは府市が目指す国際金融都市実現に向けた金融機能の強化を図るために、フィンテックを含む金融系外国企業等の誘致を目的としており、誘致対象となる企業(業種)の重複はない。
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回検証時から状況的に変化がないことから、本制度の適用を受けて咲洲へ進出した企業をモデルケースとし、今後予想される進出企業数を加味して試算し、今後10年間の減収見込額を約1億5百万円と見込んでいる。

(5) 今後の方向性



終期設定 令和 9 年度	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	次回検証年度(予定) 令和 9 年度
-----------------	---	-----------------------

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

- 本検証期間における新規認定企業数は0件であったものの、企業誘致のためには一定期間の軽減措置の継続は必要と考えられる。
- 今後見込まれるうめきた2期地区の全体まちびらきなど、関連優良企業誘致の機会を逃すことなく誘致活動を行い、令和4年度に設定した中長期的な目標を確実に達成し、政策目的を実現できるよう取り組んでいただきたい。
- なお、誘致活動においては、今回の2年間の取組を振り返り、更なる改善策を講じた上で、新規企業の誘致を実現していただきたい。

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当(国際金融企画)
概要	フィンテック事業や資産運用業を行う金融系外国企業等に対し、法人市民税(均等割・法人税割)を軽減する。
目的	金融系外国企業等を呼び込み、金融機能の強化を図ることで、在阪スタートアップ企業への投資促進や在阪企業のイノベーション促進を実現し、大阪経済の成長・発展につなげるとともに、国際金融都市を実現するため。
税目	法人市民税
軽減対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年11月1日以降に大阪市内に本支店を設置した法人であって、以後継続して本支店を有する次の法人 <ul style="list-style-type: none"> > 外国法人(過去に日本に本支店を設置していた場合を除く。) > 内国法人(①から③のいずれかを満たす令和5年11月1日以降に設立された法人) <ul style="list-style-type: none"> ① 外国投資家(外国法人が100%出資する会社等)が株主又は社員の議決権の全部を直接保有している法人 ② 外国投資家が出資割合の100%である法人又はその構成員の全部を占めている法人(①を除く) ③ 外国投資家が役員等の100%を占めている法人 ・ 登記事項証明書等で本支店の設置状況が確認できること ・ 事業開始にあたり金融商品取引業等のライセンスが必要な場合には、ライセンスの取得を行っていること
軽減割合	<p>法人市民税について、次の算出方法により、毎年度軽減割合を決定する。 (最大軽減割合 100%)</p> <p>(均等割) 実績報告対象年度区域該当事業従事従業者数／実績報告対象年度区域全従業者数</p> <p>(法人税割) 実績報告対象年度本市域対象事業従事従業者数／実績報告対象年度市域全従業者数</p>
軽減期間	最大10年間(ただし2年毎の延長申請が必要)
減収見込額等	10年間見込 約5,676百万円
導入経費 (別途予算要求有)	なし

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内 容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	フィンテックを含む金融系外国企業・投資家等の誘致数の向上を図る。
効果測定方法	令和9年度までの当該制度の周知件数及びサポートセンターへの相談件数により効果を測定する。
達成状況	<p>【実績】令和5年度 2件 令和6年度 20件 令和7年度(12月末) 19件</p> <p>【目標】令和7年12月末時点の件数から令和7年度を25件と推計し、過去3年平均が15件となることから、令和9年度までに30件とする。</p>

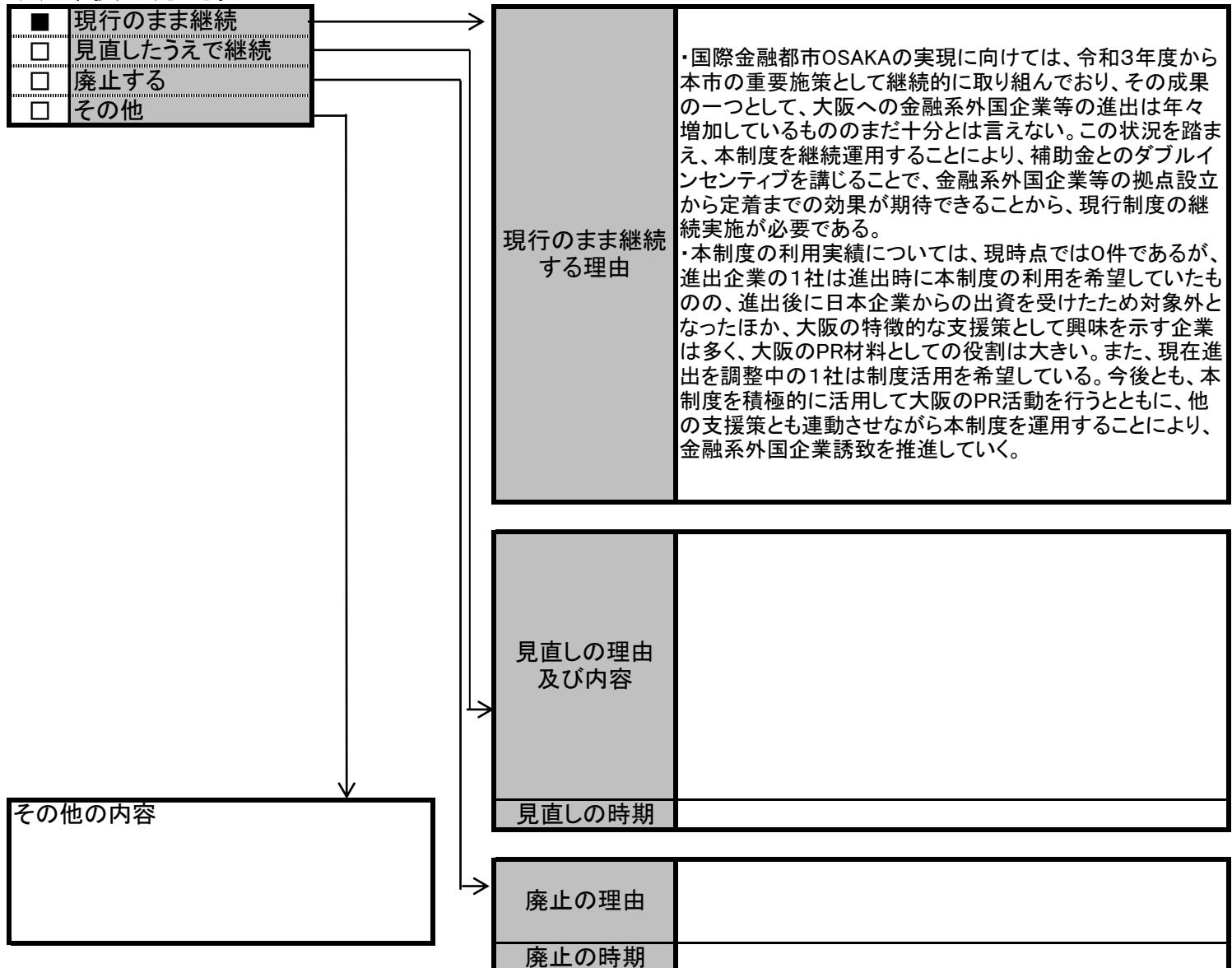
効果の評価		理由		
十分効果をあげている	<input type="checkbox"/>			
一定の効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	令和7年8月末時点で本制度の利用実績はないものの、金融系外国企業等拠点設立補助金とのダブルインセンティブを講じることにより、世界に向けて本市の金融系外国企業等誘致に対する強い意欲を示すとともに、大阪進出の優位性のPR・セールスポイントとして		
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	は非常に有効であり、一定の効果をあげている。		
その他	<input type="checkbox"/>			

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1 法律との整合性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地方税法第6条にもとづき、措置を講じる。
2 公益上の必要性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融は「経済の血液」とも呼ばれており、金融業の活性化は、大阪産業全体の成長・発展に必要不可欠である。金融機能の強化により、金融面で既存産業への連携(支援)体制が整うことで、大阪のあらゆる産業のスタートアップ等の成長に必要な資金供給が可能となる。また、フィンテックの技術を活用することにより、大阪産業のイノベーションが実現し、生産性向上が期待できる。 ・大阪産業は新産業育成のためのリスクマネーの不足やDX化の遅れなどの課題を抱え、これにより外資系金融企業やフィンテック企業の集積が進んでいない。これらの課題に必要なソリューションを提供するため、また全ての産業のベースとなる金融面の強化に向け、ベンチャーキャピタル(VC)やフィンテック等世界の先駆的な金融機能を誘致が必要。 ・今年度中に策定予定の新戦略「Beyond EXPO 2025」の骨子においても、国際金融都市実現の取り組みは「取組みの柱」の一つである「国内外からの投資の呼び込み」の主な施策の一つに位置付けられるとともに、「国際金融都市OSAKA戦略」においても現在第2期活動期に向け改訂作業中ではあるが、引き続き金融系外国企業(フィンテックを含む)・投資家等の誘致を推進する予定である。 ・令和6年6月に「金融・資産運用特区」に指定されたことにより、魅力的なビジネス・生活環境を整備し、金融・資産運用業を集積するとともに国内外の投資資金を呼び込みながら、地域の産業・企業が発展しやすい環境整備が求められている。 ・また、国・地方を合わせた日本の法人税等ビジネス関連の主要税率は、海外の国際金融都市と比較して高いことから、競争力強化のために、可能な限り税軽減を行う必要があり、本税制による誘致インセンティブが必要。 <p>【法人税の海外比較】</p> <p>香港16.5% シンガポール17% 英国19% 米国27.98% 日本 29.74%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、大阪の特性を生かしたエッジの効いた取組みにより独自の個性・機能を備えるとともに、自然災害が多いという日本の投資リスクを軽減するため、金融のレジリエンス(強靭化)を向上させ、危機事象発生時における金融面での日本のレジリエンス強化を図る。 ・本制度の実施に伴う外国企業等誘致の実現を通じ、本市は以下のメリットを享受できるため、公益上、有意義と言える。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新たに参入した金融系外国企業等に係る税収増及び同企業等がもたらす大阪市下への経済効果 ② 在阪スタートアップ等への投資促進や在阪企業のイノベーション促進及びそれに伴う税収増 ③ 投資やイノベーション促進による大阪市下の雇用機会の創出やそれに伴う人口の増加
3 実務上の妥当性		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象となる納稅義務者は年間で10社程度であると見込んでいるところ、軽減措置の適用のために必要となる軽減割合等の情報は、適用の利益を受ける納稅義務者からの申告を義務付けるため、実務上問題は生じないと考える。

4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	今年度中に改訂予定の「国際金融都市OSAKA戦略」(令和4年3月25日付)においても、第二期活動期間の終期を5年後の令和12年度末とする予定であり、これらの戦略に資するための措置であることから、その活動期間内である適用期間を2年とすることは妥当である。
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>資産運用業を行うベンチャーキャピタル(VC)の場合、主な投資先となるスタートアップ企業に対するファンドの運用期間のサイクルは10年間が一般的であり、進出後、投資資金を回収して利益を確定させるまでの1期目10年間を対象とするもの。</p> <p>また、フィンテック企業の多くはスタートアップ企業であり、創業後数年は赤字であることが想定されるほか、事業(業界)の変化が早く、中長期の事業計画を提出することは難しいため、実際の軽減効果が生じる期間として10年間とするもの。</p> <p>上記を踏まえ、進出企業が経営基盤を安定させ、長く大阪に定着して経済効果をもたらすために妥当な期間として、また、他の軽減制度※の例も踏まえて10年間の軽減期間を設定したものであり、適切であると考える。</p> <p>※大阪市国際戦略総合特区税制においても計10年間の軽減期間を設定</p>
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和5年4月に、大阪府において金融系外国企業等拠点設立補助金制度(府市共同事業につき費用については府市折半。)を設立し、金融系外国企業等の進出に係る初期コストへは補助金、進出後のランニングコストには税の軽減措置といったダブルインセンティブを講じて、企業の拠点設立から定着までの伴走支援を手厚く実施することで金融系外国企業等を誘致を強固に推進するものであり、政策目的実現のための適切な手段である。
7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6に同じ
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	別添の1社あたりの課税額の積算根拠をモデルケースとし、今後予想される進出企業数を加味して試算し、令和20年度までの減収見込額を5,676百万円と見込んでいる。

(5) 今後の方向性



終期設定

令和 9 年度

終期到来により廃止

終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)

令和 9 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

- ・ 本検証期間における新規認定企業数は0件であったものの、企業誘致のためには一定期間の軽減措置の継続は必要と考えられる。
- ・ 引き続き関連企業誘致の機会を逃すことなく誘致活動を行い、当該制度が活用され、政策目的を実現できるよう取り組んでいただきたい。
- ・ なお、誘致活動においては、今回の2年間の取組を振り返り、更なる改善策を講じた上で、新規企業の誘致を実現していただきたい。